

秋田大学附属図書館学生用図書選書基準

(平成 17 年 8 月 5 日附属図書館長裁定)

改正 平成 24 年 5 月 9 日一部改正 令和 2 年 3 月 23 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 本基準は、秋田大学附属図書館蔵書構築基本要項第 5(1)に基づき、学生用図書(非印刷資料も含む。)の選定について定める。

(基本方針)

第 2 条 学生用図書の選定は、次の基本方針によって行う。

- (1) 本学の授業内容・カリキュラムに対応する学問分野については、基礎的知識習得と体系的な学習に必要な資料を網羅的に選定する。
- (2) 本学のカリキュラムに該当しない学問分野についても幅広い学習が可能となるように必要な資料を精選して選定する。
- (3) 一般的教養、社会問題等に関連する知識の習得のために必要な資料を選定する。

(選定方法)

第 3 条 秋田大学附属図書館委員会(以下「委員会」という。)は、第 4 条の選定基準に基づき、当該年度の選書枠配分等の図書購入方針を決定する。

- 2 学生用図書については、各学部授業担当教員及び附属図書館職員が選定し、附属図書館長が決定する。なお、各学部授業担当教員が選定する場合は本基準によるもののほか、必要と認められる事項については、別に定める。
- 3 選定に際し疑義が生じた場合は、当該年度の図書購入方針に則り、附属図書館長が裁定する。
- 4 学生用図書を選定した場合は、委員会へ報告するものとする。

(選定基準)

第 4 条 学生用図書の選定は、以下の基準に従って行う。

- (1) シラバスに掲載された参考書のうち、未所蔵及び改訂された参考書は全て選定する。また、一般開架にない参考書は複本購入も考慮する。
- (2) シラバスに掲載された教科書・参考書に関連する良書は網羅的に選定する。
- (3) カリキュラム内容に関する専門図書は網羅的に選定する。
- (4) その他カリキュラムに該当しない学問分野についても、必要に応じて選定する。
- (5) 辞書、事典、百科事典及び年鑑等は広範囲に選定する。
- (6) 啓蒙書及び解説書等は選択的に選定する。
- (7) 叢書、全集、選集、講座及び大系は選択的に選定する。
- (8) 学生から備付け希望のあった図書については積極的に選定する。
- (9) 特に必要と認められた場合は、逐次刊行物等も選定の対象とする。
- (10) 特定の団体又は個人の宣伝を目的とする図書は原則として選定しない。

(その他)

第5条 本基準に規定するもののほか、学生用図書の選定に関して必要な事項は、委員会
が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年8月5日から実施する。

附 則(平成24年5月9日一部改正)

この基準は、平成24年5月9日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月23日一部改正)

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

秋田大学附属図書館学生用図書館資料選定要領

(令和2年3月23日附属図書館長裁定)

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田大学附属図書館学生用図書選書基準第3条第2項の規定に基づき、各学部授業担当教員の学生用図書館資料選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「学生用図書館資料」とは、学生の学修及び論文作成等のために必要な資料(CD、DVD等のAV資料を含む。)をいう。

(選定基準)

第3条 学生用図書館資料の選定は、次の基準によって行う。

- (1) 配分選定額内で、授業科目との関連等を考慮し、必要度の高い順に選定する。
- (2) 必要に応じて複本も考慮する。
- (3) 出版目録等を幅広く参照し、適切に選定する。
- (4) 重複した場合の選定は、図書館に一任する。
- (5) 取り扱いが困難で、価格の低廉な資料は極力選定の対象外とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。